

いじめ防止基本方針

県立ひばりが丘高等学校

第1章 いじめの問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの生徒達にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組む事が重要である。

いじめ問題への取り組みにあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取り組みを進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接に関わっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。

1 いじめとは

○ いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。・・・（いじめ防止対策推進法第2条）

◇ 具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

2 いじめの基本認識

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

3 いじめ防止のための学校の体制

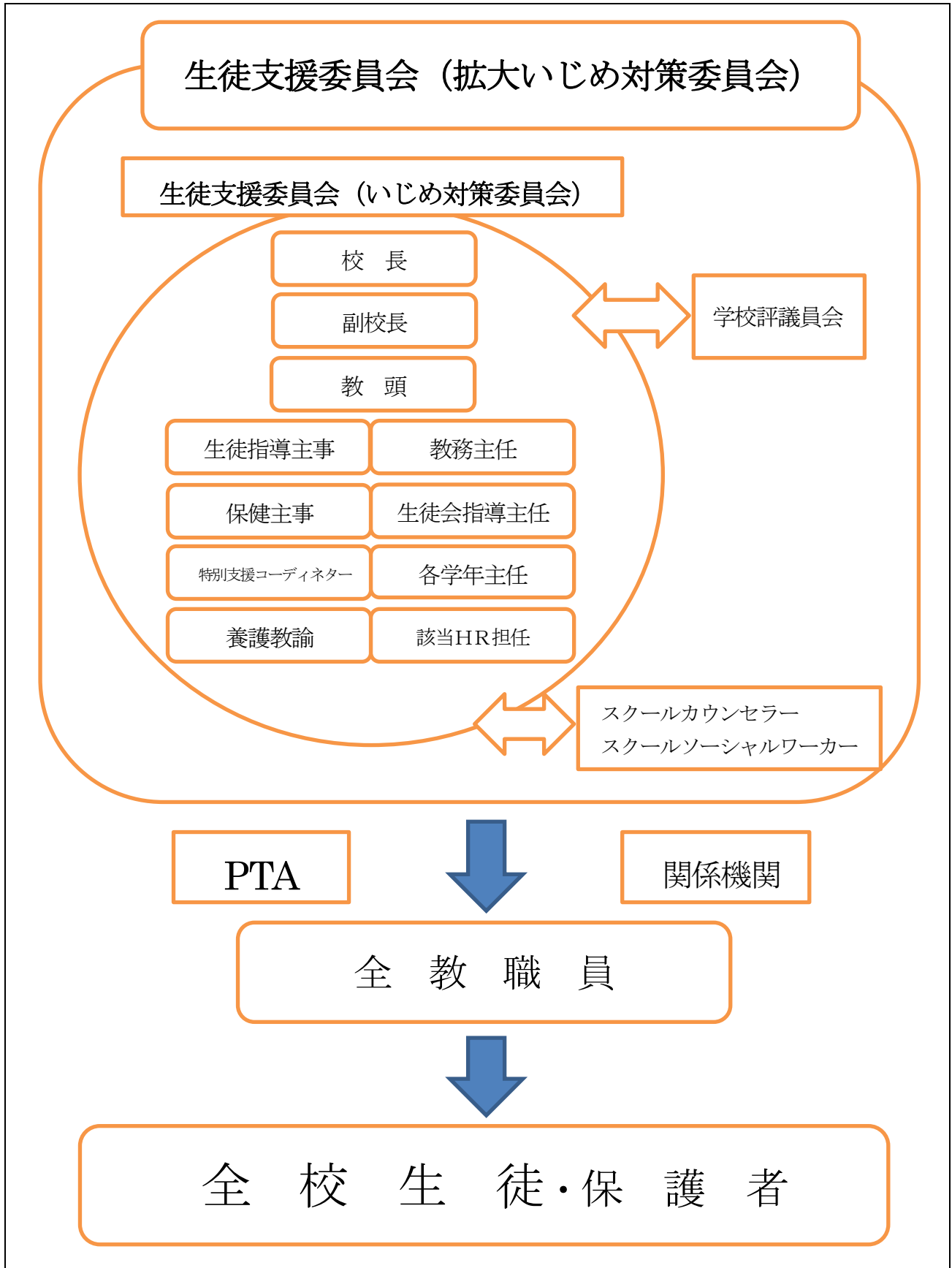
(1) 「生徒支援委員会」(いじめ対策委員会)

- 構成員：校長、副校長、教頭、教務主任、生活指導主事、保健主事、生徒会指導主任、特別支援コーディネーター、各学年主任、養護教諭、(該当HR担任)
- いじめ対策委員会の役割
 - ① 学校いじめ防止基本方針の策定
 - ② いじめの未然防止
 - ③ いじめへの対応
 - ④ 教職員の資質向上のための校内研修
 - ⑤ 年間計画の企画と実施
 - ⑥ 年間計画進捗のチェック
 - ⑦ 各取組の有効性の検証
 - ⑧ 学校いじめ防止基本方針の見直し、

(2) 「生徒支援委員会」(拡大いじめ対策委員会)

- 構成員：「いじめ対策委員会」に学校評議員やスクールカウンセラー等を加える。
 - ・ 拡大いじめ対策委員会は、学期に1回開催(学校評議員会に併せて開催)する。
 - ・ 拡大いじめ対策委員会は、直近の「いじめ実態調査」の結果等を踏まえ、いじめ問題への対応について検証する。
 - ・ いじめ事案の発生時は、緊急対応し、事案に応じて、いじめ対策委員会メンバーに必要なメンバーを加え対応する。
 - ・ いじめ対策委員会での内容や事案に応じての対応については職員会議等において全職員に報告し周知徹底する。

【いじめ防止のための学校の体制】



4 年間計画 「いじめ防止指導計画」

○基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

| | 1年次 | 2年次 | 3年次 | 4年次 | 学校全体 |
|-----|--|--|--|--|--|
| 4月 | <ul style="list-style-type: none"> ・保護者に相談窓口周知 ・生徒に相談窓口周知 ・「調査書」「個人調査票」等によって把握された生徒状況の集約 ・HRづくり・学年づくり ・個人面談 | <ul style="list-style-type: none"> ・保護者に相談窓口周知 ・生徒に相談窓口周知 ・HRづくり・学年づくり ・個人面談 | <ul style="list-style-type: none"> ・保護者に相談窓口周知 ・生徒に相談窓口周知 ・HRづくり・学年づくり ・個人面談 | <ul style="list-style-type: none"> ・保護者に相談窓口周知 ・生徒に相談窓口周知 ・HRづくり・学年づくり ・個人面談 | <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会（年間計画の確認、問題行動等の情報を共有） ・「学校いじめ防止基本方針」の周知（HP掲載） ・PTA総会で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明 |
| 5月 | LHRの活用・講話等 | LHRの活用・講話等 | LHRの活用・講話等 | LHRの活用・講話等 | |
| 6月 | | | | | |
| 7月 | <ul style="list-style-type: none"> ・「第1回いじめ実態調査アンケート」の実施 ・三者懇談 | <ul style="list-style-type: none"> ・「第1回いじめ実態調査アンケート」の実施 ・三者懇談 | <ul style="list-style-type: none"> ・「第1回いじめ実態調査アンケート」の実施 ・三者懇談 | <ul style="list-style-type: none"> ・「第1回いじめ実態調査アンケート」の実施 ・三者懇談 | <ul style="list-style-type: none"> ・第1回「拡大いじめ対策委員会」（アンケート調査の結果） |
| 8月 | (生徒の生活観察および家庭での様子の把握) | (生徒の生活観察および家庭での様子の把握) | (生徒の生活観察および家庭での様子の把握) | (生徒の生活観察および家庭での様子の把握) | |
| 9月 | | | | | |
| 10月 | | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・相互授業観察 |
| 11月 | | | | | |
| 12月 | <ul style="list-style-type: none"> ・「第2回いじめ実態調査アンケート」の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・「第2回いじめ実態調査アンケート」の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・「第2回いじめ実態調査アンケート」の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・「第2回いじめ実態調査アンケート」の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・第2回「拡大いじめ対策委員会」（アンケート調査の結果） |
| 1月 | <ul style="list-style-type: none"> ・三者懇談 | <ul style="list-style-type: none"> ・三者懇談 | <ul style="list-style-type: none"> ・三者懇談 | <ul style="list-style-type: none"> ・三者懇談 | <ul style="list-style-type: none"> ・相互授業観察 |
| 2月 | | | | | |
| 3月 | <ul style="list-style-type: none"> ・「第3回いじめ実態調査アンケート」の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・「第3回いじめ実態調査アンケート」の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・「第3回いじめ実態調査アンケート」の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・「第3回いじめ実態調査アンケート」の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・第3回「拡大いじめ対策委員会」（アンケート調査の結果） |

5 取組状況の把握と検証（PDCA）

いじめ対策委員会は、年4回、検討会議を開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2章 いじめの未然防止

1 生徒や学級の様子を知る

- ① 観察力を高める
- ② 面談・アンケート・心理テストなどの活用

2 「居場所づくり」、「絆づくり」と「自己有用感」

- ① HRや学校が、生徒にとって安心感を覚える場所となるよう努力する
- ② 部活動や学園祭・創作授業などを通じ生徒同士の絆づくりを支援し、自己有用感の形成を図る
- ③ 授業の進め方やHR経営の見直し
- ④ 生徒たちの信頼に応える教師になる
- ⑤ 教職員の協力共同体制をつくる

3 命や人権を尊重し豊かな心を育てる

- ① 道徳教育の充実
- ② 人権教育の充実

4 保護者や地域への働きかけ

P T Aの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、保護者対象の研修会の開催やHP、学校・学年だより等による広報活動を積極的に行う。

第3章 早期発見

1 教職員のいじめに気づく力を高める

- ① 生徒の立場に立つ
- ② 生徒を共感的に理解する

2 いじめの態様

| いじめの態様 | 抵触する可能性のある刑罰 |
|---|--------------|
| ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる..... | 脅迫、名誉毀損、侮辱 |
| ② 仲間はずれ、集団による無視（刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要） | |
| ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする..... | 暴力 |
| ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする..... | 暴力、傷害 |
| ⑤ 金品をたかられる..... | 恐喝 |
| ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする..... | 窃盗、器物破損 |
| ⑦ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする..... | 強要、強制わいせつ |
| ⑧ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる..... | 名誉毀損、侮辱 |

3 いじめは見えにくい

- ① いじめは大人の見えないところで行われている

② いじめられている本人からの訴えは少ない（以下のような心理が働くと思われる）

③ ネット上のいじめは最も見えにくい

4 早期発見のための手だて

① 日々の観察

② 日誌等の活用

③ 相談体制の充実

④ いじめ実態調査（アンケート調査等）の実施

5 相談しやすい環境をつくる

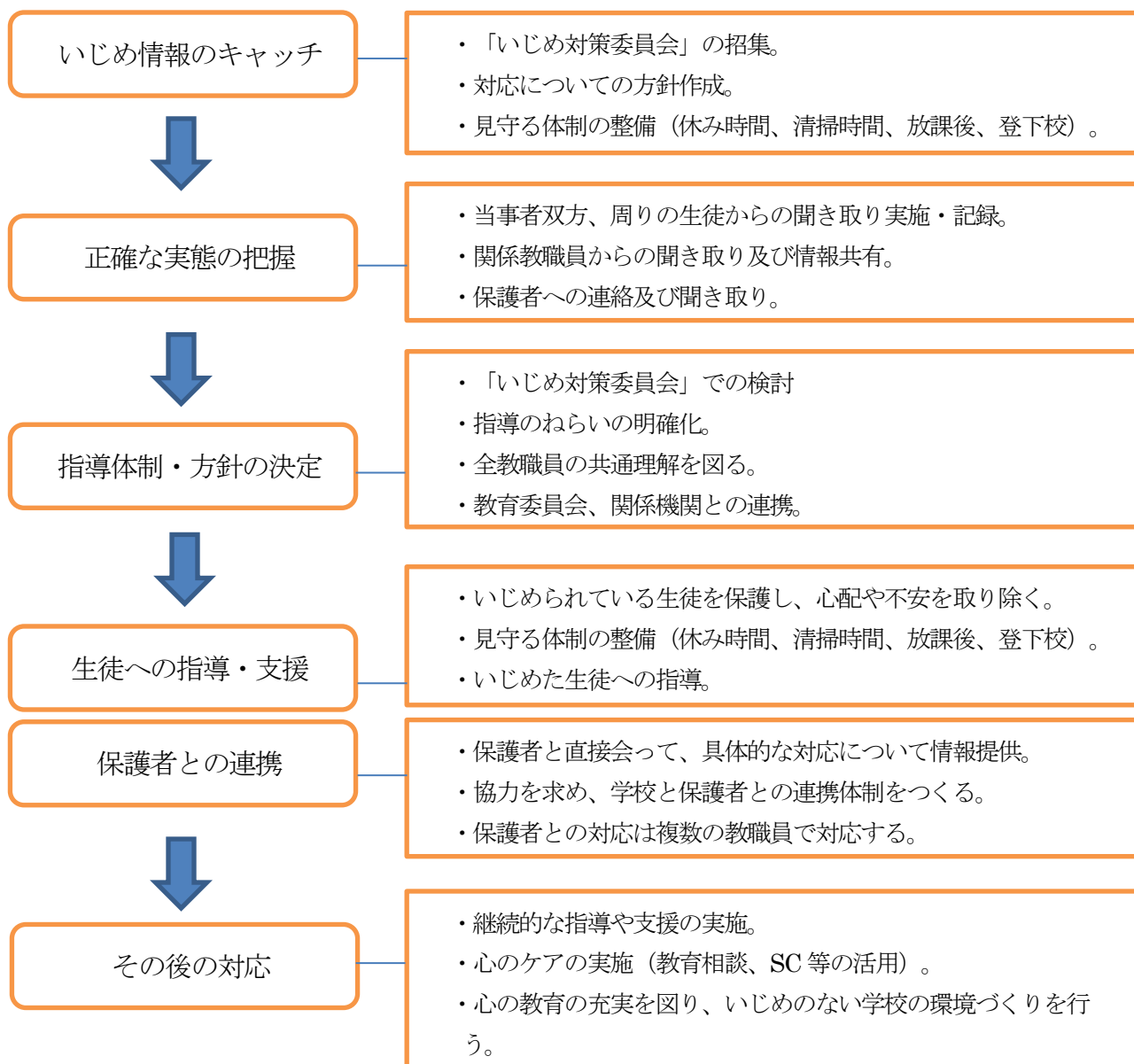
① いじめられている本人からの訴えに対して

② 周りの生徒からの訴えに対して

③ 保護者からの訴えに対して

第4章 早期対応

1 いじめ対応の基本的な流れ

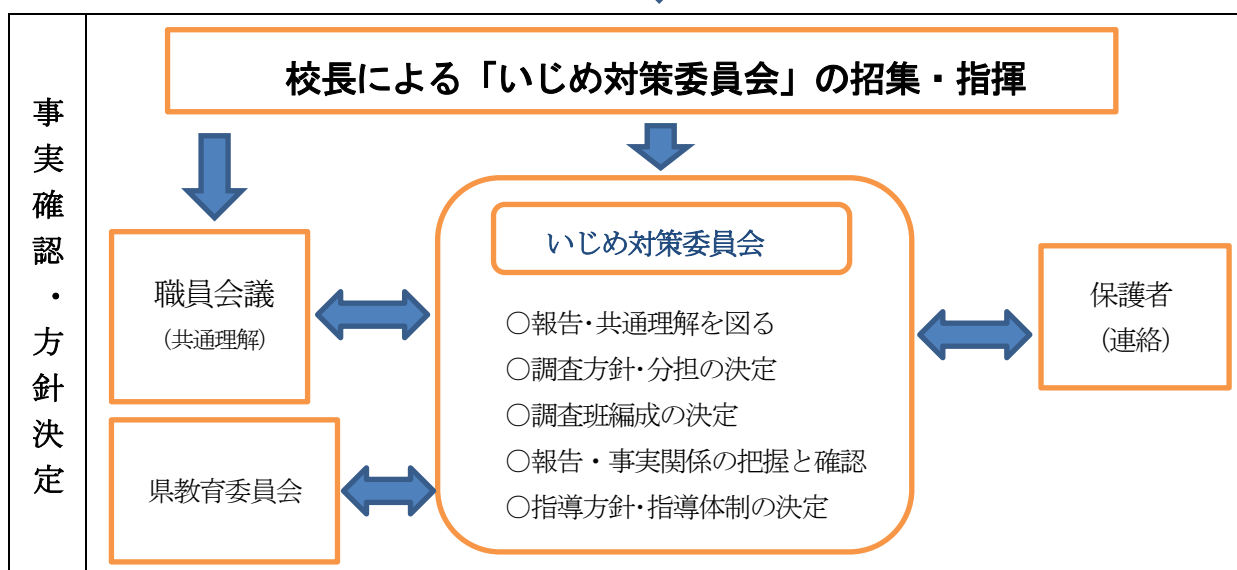
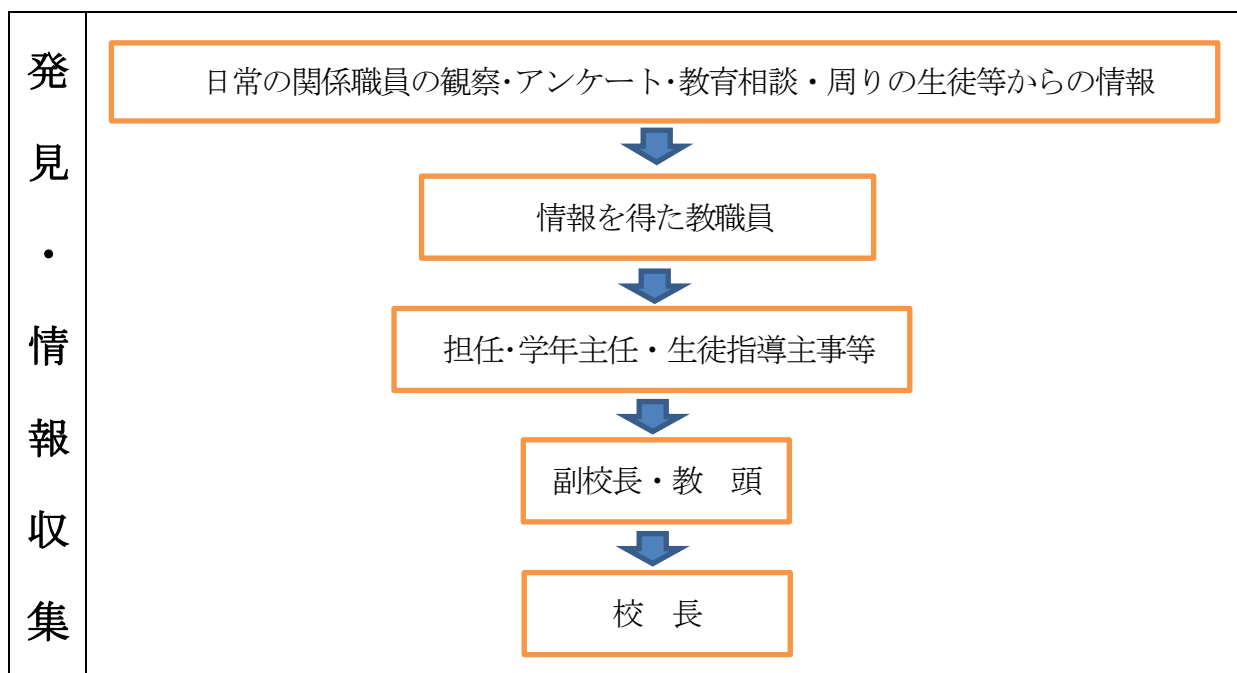


2 いじめが起きた場合の組織的な対応

(学校全体の取組)

いじめ問題について、特定の教職員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、報告・連絡・相談を確実にやり、学校全体で組織的に対応する。

いじめが起きた場合の初期対応



| | | |
|--------|-----------------------|---------------|
| 対 応 | 対応班によるいじめ解消に向けた指導 | 県教育委員会への報告・相談 |
| | 継続指導・経過観察・再発防止・未然防止指導 | |

3 いじめ発見時の緊急対応

- ① いじめられた生徒・いじめを知らせてくれた生徒たちを守る
- ② 事実確認と情報の共有
- ③ 把握すべき情報例

| | |
|---------------------------------|--------------|
| ◆ 誰が誰をいじめているのか？ | 【加害者と被害者の確認】 |
| ◆ いつ、どこで起こったのか？ | 【時間と場所の確認】 |
| ◆ どんな内容のいじめか？どんな被害をうけたのか？ | 【内容】 |
| ◆ いじめのきっかけは何か？ | 【背景と要因】 |
| ◆ いつ頃から、どのくらい続いているのか？ | 【期間】 |
| * 生徒の個人情報の取り扱いに十分配慮すること | |

4 いじめを発見した場合の対応

- ① いじめられた生徒への対応
 - ・ 事実確認とともに、まず、つらく不安な生徒の今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
 - ・ 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝え、心配や不安を取り除く。
 - ・ 必ず解決できると、希望が持てることを伝える。
 - ・ 自信を持たせる言葉をかけ、励まし、自尊感情を高められるよう配慮する。
- ② いじめられた生徒の保護者への対応
 - ・ 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に相談し、事実関係を直接伝える。
 - ・ 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
 - ・ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
 - ・ 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
 - ・ 家庭での生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談してくれるよう伝える。
- ③ いじめた生徒への対応
 - ・ いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、生徒の背景にも目を向け指導する。
 - ・ 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

④ いじめた生徒の保護者への対応

- ・ 正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・ 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・ 生徒の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言を行う。

⑤ 周りの生徒たちへの対応

- ・ 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・ 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を学級・学年・学校全体に示す。
- ・ はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめの肯定になるということを理解させる。
- ・ いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させるよう指導する。
- ・ いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

⑥ 継続した指導の実施

- ・ いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う事を怠ってはならない。
- ・ 教育相談、日記、手紙などで積極的に関わり、その後の状況について把握に努める。
- ・ いじめられた生徒の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- ・ いじめられた生徒、いじめた生徒双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- ・ いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

第5章 ネット上のいじめへの対応

1 ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、行われるものである。

- メールでのいじめ
- ブログでのいじめ
- チェーンメールでのいじめ
- 学校裏サイトでのいじめ
- SNSから生じたいじめ
- 動画共有サイトでのいじめ

○ ネットの特殊性による危険

- ◇ ネットの特性である匿名性により、自分だと分からなければ何を書いてもかまわないと、掲示板等に誹謗中傷を書き込むケースがある。被害者は、周囲のみんなが自分のことを誹謗中傷していると思い込んでしまうなど、心理的ダメージが大きい。
- ◇ 掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。
- ◇ スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報（GPS）により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。
- ◇ 一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。

2 未然防止のために

① 保護者会等で伝える

【未然防止のために】

- ・ 生徒たちのパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において生徒たちを危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること
- ・ インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと
- ・ 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に生徒たちに深刻な影響を与えることを認識すること

【早期発見のために】

- ・ 家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた生徒が見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に、学校へ相談すること

② 情報モラルの指導の際のポイント

- ・ 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。
- ・ 匿名でも書き込みをした人は、特定できること。
- ・ 違法情報や有害情報が含まれていること。
- ・ 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること。
- ・ 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。

- 書き込みの内容が悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。

3 早期発見・早期対応のために

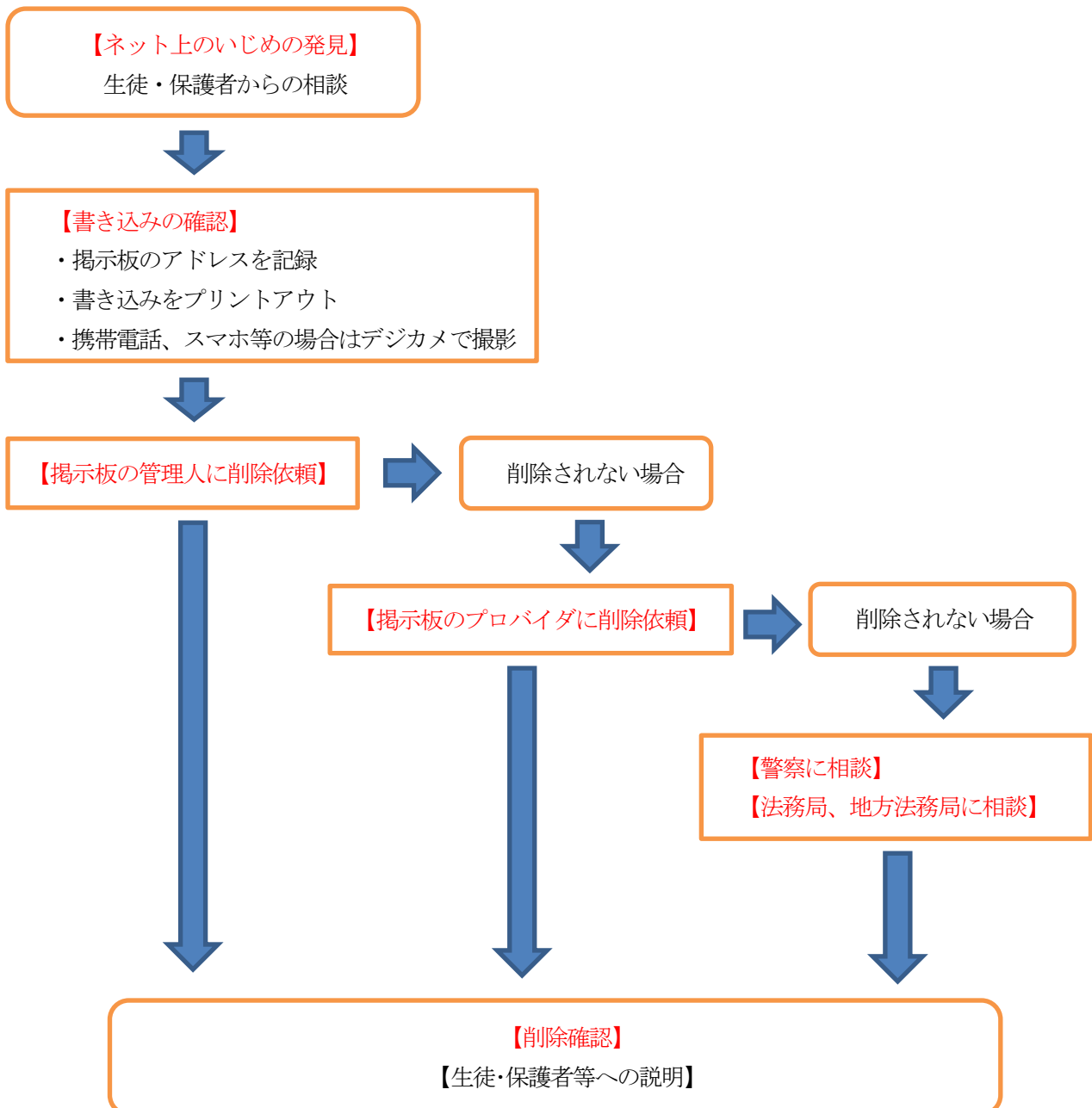
① 関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

- 書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む必要がある。
- 学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要になる。

②書き込みや画像の削除に向けて

- 被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う必要がある。（※学校非公式サイトでの削除も同様）

○書き込み等の削除の手順（一例）



第6章 重大事態発生時の対応

「学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係わる事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

(いじめ防止対策推進法第28条第1項)

◇ 重大事態とは

- ① 「いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」
 - ② 「いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」
- と規定されており、従って、「生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、速やかに対応しなければならない。

*①の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑い、とは

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

*②の「相当の期間」とは

- ・年間30日を目安とする（不登校の定義をふまえて）

1 重大事態が発生した場合

- ① 学校長から、教育委員会（高校教育課長）へ重大事態の発生を報告。（→教育委員会から知事に報告）
- ② 教育委員会が主体となって、重大事態の調査を行う。

「山梨県立学校いじめ問題対策委員会」（教育委員会の附属機関）

- ・山梨県いじめ防止対策推進法施行条例で設置。
- ・県立学校で発生した重大事態の調査を行う組織。
 - *学校より重大事態の発生の報告を受けた県教育委員会の諮問により調査を行う。
- ・委員は、「学識経験者」「弁護士」「臨床心理士」「社会福祉士」「精神科医」「県警本部少年課職員」「県中央指導相談所職員」「地方法務局人権擁護課職員」「高等学校校長会会長」「総合教育センター相談支援部職員」「高校教育課長」等。
- ・事務局は、高校教育課。

- ③ 調査結果の報告（いじめられた生徒・その保護者、県教育委員会へ）
- ④ いじめられた生徒又はその保護者が希望する場合には、「いじめられた生徒又はその保護者の所見」をまとめた文書を調査結果に添える。